

令和 5 年度 スポーツ係事業について

1 体育施設等管理事業

(1) 指定管理者制度開始

令和 5 年 4 月 1 日（土）から、杣ヶ池体育館始め 6 体育施設及び杣ヶ池公園は、指定管理者制度を導入し、ハマダスポーツ企画株式会社が管理運営を行う。

(2) 指定管理期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) モニタリング等の実施

指定管理者から提出された業務報告書の内容等を、書類又は現場で確認し、月次及び四半期ごとにモニタリングを実施する。また、年次事業報告書、年次事業評価書（自己評価）、その他の資料に基づき、年次事業評価を実施する。

2 スポーツの杜再整備事業

(1) スポーツの杜再整備検討委託

スポーツの杜は、供用開始（H 8）から 27 年が経過し、施設の劣化が進み、施設の適切な維持管理や老朽化対策を進める必要がある。スポーツの杜再整備に向けて、今後の整備方針を検討するための基礎調査を実施し、スポーツの杜の再整備の方針を定める。

(2) 内容

- ・ 市民意向調査：市民アンケート、関係者ヒアリング
- ・ 施設再配置の検討：現況整理、再配置検討資料作成等
- ・ 法令要件の適合性の確認
- ・ 諸条件整理などの基礎調査